

新入社員の処理

新卒の場合	給与計算	労働条件通知書の交付 扶養控除等(異動)申告書 通勤経路及び通勤手当申請書 給与振込口座申請書 給与計算ソフトのマスタ登録
中途採用の場合	給与計算	<新卒の場合に加えて、次の書類の提出がある場合あり> 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書(前勤務先が発行) 【提出先】市区町村 給与所得の源泉徴収票(前勤務先が発行) 年末調整に取り込みます。
資格取得手続	厚生年金・健康保険	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届 【提出先】年金事務所または健康保険組合 【期限】5日以内
	雇用保険	雇用保険 被保険者資格取得届 【添付】雇用保険被保険者証 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【期限】翌月10日までに
年金手帳、雇用保険被保険者証を紛失していたとき	厚生年金	年金手帳再交付申請書 【提出先】年金事務所
	雇用保険	雇用保険被保険者証再交付申請書 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) ただし、資格取得時は離職票や前に在籍していた勤務先等の履歴で被保険者番号が確認できれば、こて申請書の提出が不要な場合があります。
被扶養者がいる場合	健康保険	健康保険被扶養者(異動)届 【提出先】年金事務所または健康保険組合 【添付】扶養の認定に添付書類が必要な場合あり
被扶養者が配偶者の場合	厚生年金	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)資格喪失・死亡届、氏名・生年月日・性別変更(訂正)届 協会けんぽの場合は、「健康保険 被扶養者(異動)届」と第3号届がセットになっている様式です。 【提出先】年金事務所
被保険者と被扶養者が別居しているとき(一部の健康保険組合)	健康保険	健康保険遠隔地被保険者証交付申請書 協会けんぽおよび一部の健康保険組合では、被保険者・被扶養者1人1枚、被保険者証カードが交付されますので、この手続は不要です。 【提出先】健康保険組合 【添付】健康保険被保険者証及び被保険者との別居を証明する書類(住民票や住居の契約書等)

氏名が変更になった場合	厚生年金・健康保険	健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更(訂正)届 【提出先】年金事務所
	雇用保険	資格取得と同時に氏名の変更をするときは、雇用保険被保険者資格取得届の「被保険者氏名」欄に従前の氏名を、「変更後の氏名」欄に新しい氏名を記入します。

給与改定・異動

所属部署変更、給与改定	給与計算	給与計算ソフトのマスタ変更
	社会保険	基本給や通勤手当等の固定低賃金に変更になった場合は、3ヶ月後に月変判定をします。

社員の住所変更

転勤や引っ越しで住所が変わった場合	給与計算	扶養控除等(異動)申告書を訂正してもらう 通勤手当の変更申請 給与計算ソフトのマスタ変更
	社会保険	(健康保険・)厚生年金保険 被保険者住所変更届 【提出先】年金事務所または健康保険組合 健康保険被保険者証に旧住所が記載されているときは、健康保険被保険者証の添付が必要な場合もあります。

被扶養者の出産

被扶養者が出産した場合	社会保険	医療機関等の窓口などにおいて申請・受取に係る代理契約を結ぶ(出産育児一時金の直接支払制度を利用する場合) 健康保険 家族出産一時金請求書(出産育児一時金の直接支払制度を利用していない場合) 【提出先】協会けんぽまたは健康保険組合 【期限】出産の翌日から2年以内
-------------	------	---

被扶養者の変更

配偶者、子、親、兄弟などを扶養に入れる 被扶養者である配偶者、子、親、兄弟などの就職や離婚で扶養からはずす	給与計算	扶養控除等(異動)申告書を訂正してもらう 給与計算ソフトのマスタ変更 その他被扶養者に応じて家族手当等の支給がある場合は変更
	健康保険	健康保険 被扶養者(異動)届 【提出先】年金事務所または健康保険組合 【添付】被扶養者にするときは添付書類が必要な場合あり 健康保険被保険者証の添付が必要な場合があります。
婚姻や配偶者の離職により、配偶者を扶養に入れる 被扶養配偶者の就職や離婚などで配偶者を扶養からはずす	厚生年金	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)資格喪失・死亡届、氏名・生年月日・性別変更(訂正)届 協会けんぽの場合は、「健康保険 被扶養者(異動)届」と第3号届がセットになっている様式です。 【提出先】年金事務所または健康保険組合 【添付】配偶者の氏名変更手続きを同時に行う場合には、配偶者の年金手帳

年齢により発生する手続き

40歳に達したとき	給与計算	介護保険料徴収開始
	社会保険	介護保険に関しては届出は不要です。
60歳に達したとき	給与計算	< 60歳定年後すぐに再雇用された場合 > 給与額等の変更の確認 給与が減額または増額されたときは、3ヶ月後に月変判定 (同日喪失の場合を除く)
	社会保険 続き	< 60歳定年後すぐに再雇用された場合 > 社会保険の被保険者に該当しなくなった場合、資格喪失手 続き 月変、同日得喪の可否の検討
	雇用保 険 続き	< 60歳定年後すぐに再雇用された場合 > 雇用保険の被保険者に該当しなくなった場合、資格喪失手 続き
60歳以上の社員の給与 が下がったとき	雇用保 険	雇用保険費保険者六十歳到達時賃金月額証明書 雇用保険費保険者高年齢雇用継続給付受給資格確認票 (60歳到達時賃金月額登録届) 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【添付】賃金台帳、出勤簿、年齢が証明できる書類 【期限】最初の支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内 高年齢雇用継続給付支給申請書 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【添付】賃金台帳、出勤簿 【期限】初回は支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内
4月1日現在64歳以上	給与計算	給与から雇用保険料を徴収しない
	労働保 険	7月に提出する労働保険料の申告書に気をつける
65歳に達したとき	給与計算	介護保険料を徴収しない
	社会保 険	介護保険に関しては届出は不要です。
70歳に達したとき	給与計算	厚生年金保険料を徴収しない
	社会保 険	厚生年金保険 被保険者資格喪失届

75歳に達したとき	給与計算	健康保険料を徴収しない
	社会保険	健康保険 被保険者資格喪失届

給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書

1月に給与支払報告書を提出した人が、4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった場合	住民税	給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書 【提出先】提出した市町村
--	-----	---------------------------------------

賞与支払届

賞与を支払ったとき	社会 保 険	健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届、被保険者賞与支払届総括表 【提出先】年金事務所または健康保険組合 【期 限】5日以内 ただし、同一月内に2回以上賞与が支給されたとき、合算して最後に支払った日から5日以内に提出する
-----------	--------------	---

労働保険の年度更新

労働保険年度更新	労働 保 険	労働保険概算・確定保険料申告書 労働保険料を納付 【提出先】労働局または労働基準監督署 【期 限】7月10日 申告書提出と同時に保険料の納付をする場合は、金融機関の窓口を通じての提出も可能です。
----------	--------------	--

退職社員の処理

退職の場合	給 与 計 算	退職願の受理 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書の作成・提出 給与所得の源泉徴収票の作成、交付 退職所得の受給に関する申告書の受理(退職金支給のとき)
資格喪失手続き	社会 保 険	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届 【添 付】健康保険被保険者証 【提出先】年金事務所または健康保険組合 【期 限】5日以内
	雇 用 保 険	雇用保険 被保険者資格喪失届 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【期 限】5日以内 離職証明書 (離職票発行を希望するとき) 離職票及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 (被保険者通知用)を本人へ交付

社員が出産したとき

社員の出産	給与計算	扶養控除等(異動)申告書の再提出(生まれた子を税務上の扶養親族にする場合)
	健康保険	医療機関等の窓口などにおいて申請・受取に係る代理契約を結ぶ(出産育児一時金の直接支払制度を利用する場合) 健康保険 出産一時金支給請求書(出産育児一時金の直接支払制度を利用していない場合) 【提出先】協会けんぽまたは健康保険組合 【期限】出産の翌日から2年以内 健康保険被扶養者(異動)届(生まれた子を扶養親族にする場合) 【提出先】年金事務所または健康保険組合
産前産後休業	給与計算	産休中の社会保険料と特別徴収住民税の精算方法について休職者と相談する。
	社会保険	健康保険 出産手当金支給申請書 【提出先】協会けんぽまたは健康保険組合 【期限】分娩のため労務に服さなくなった日の翌日から2年以内

育児休業取得者の取扱い

育児休業期間中	給与計算	社会保険料は免除となる。 特別徴収住民税の精算方法について休職者と相談する。
育児休業開始	社会保険	健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書 【提出先】年金事務所または健康保険組合 【期限】すみやかに
	雇用保険	雇用保険 被保険者休業開始時賃金月額証明書(育児) 育児休業給付受給資格確認票 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【添付】賃金台帳、出勤簿、母子手帳その他育児の事実の確認できる書類 【期限】育児休業を開始した日の翌日から10日以内(ただし、育児休業基本給付金にかかる初回の支給申請時に合わせて提出することができます。)
育児休業給付受給	雇用保険	育児休業給付金支給申請書 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【期限】指定された日等
育児休業終了	社会保険	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届(予定していた育児休業期間を途中で終了するとき) 健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届(育児休業後報酬が低下している場合) 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書(3歳未満の子を養育しているために標準報酬月額が下がったとき) 【提出先】年金事務所または健康保険組合

	雇用保険	育児休業者職場復帰給付金支給申請書(平成22年3月31日までに育児休業を開始した場合) 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【期限】育児休業終了後6ヶ月を経過した日の翌日から2ヶ月を経過する日の属する月の末日まで
--	------	---

介護休業取得者の取扱い

介護休業期間中	給与計算	社会保険料と特別徴収住民税の精算方法について休職者と相談する。
介護休業開始		雇用保険 被保険者休業開始時賃金月額証明書(介護) 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【添付】介護休業を開始した日の翌日から10日以内(ただし、介護休業給付金支給申請書の提出時に合わせて提出することができます。) 【期限】最初の支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内
介護休業給付受給	雇用保険	介護休業給付金支給申請書 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【添付】介護休業申出書、賃金台帳、出勤簿、労使の承諾書、対象家族の氏名・本人との続柄・性別・生年月日が確認できる住民票の写し 【期限】指定された日等(介護休業終了日(介護休業期間が3ヶ月以上の時は介護休業開始日から3ヶ月を経過した日)の翌日から起算して、2ヶ月を経過する日の属する月の末日まで)

業務災害、通勤災害で4日以上休むとき

長期休業中	給与計算	社会保険料と特別徴収住民税の精算方法について休職者と相談する。
業務災害で4日以上休むとき	労災保険 付	休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書 【提出先】労働基準監督署 【添付】賃金台帳、出勤簿 【期限】休業した日の翌日から2年以内 労働者私傷病報告 【提出先】労働基準監督署 【添付】災害の発生状況を示す図面、写真等があれば添付
通勤災害で4日以上休むとき		休業給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書 【提出先】労働基準監督署 【添付】賃金台帳、出勤簿 【期限】休業した日の翌日から2年以内

私傷病で4日以上休むとき

長期休業中	給与計算	社会保険料と特別徴収住民税の精算方法について休職者と相談する。
-------	------	---------------------------------

私傷病の療養のための休業	社会保険	<p>健康保険 傷病手当金支給申請書 【提出先】協会けんぽまたは健康保険組合 【添付】出勤簿、賃金台帳、役員報酬を支払わない場合は取締役会議事録コピーなど 【期限】労務不能であった日の翌日から2年以内 原因が第三者の場合には「第三者の行為による傷病届」を作成し、「事故証明書」(警察発行)や「示談書」を添付することになります。</p>
--------------	------	---

社員が死亡したとき

社員が死亡したとき	給与計算	<p>年末調整 退職金の支給の規定があれば支給処理</p>
	社会保険	<p>健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届 【添付】健康保険被保険者証 【提出先】年金事務所または健康保険組合 【期限】5日以内 健康保険被保険者埋葬料(費)支給申請書 【添付】死亡診断書、住民票等 【提出先】協会けんぽまたは健康保険組合 【期限】埋葬料:死亡した日の翌日から2年 埋葬費:埋葬を行った日の翌日から2年 死亡の原因が第三者の場合には「第三者の行為による傷病届」を作成し、「事故証明書」(警察発行)や「示談書」を添付することになります。</p> <p>一定の遺族に、遺族基礎年金、遺族厚生年金の支給あり</p>
	雇用保険	<p>雇用保険 被保険者資格喪失届 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【期限】10日以内</p>
業務災害により死亡したとき	労災保険	<p>一定の遺族に、遺族補償年金、遺族補償一時金、葬祭料などの給付あり</p>

社員の被扶養者が死亡したとき

社員の被扶養者が死亡したとき	給与計算	<p>控除対象配偶者や扶養親族が年の途中で死亡した場合、その年については配偶者控除や扶養控除などの控除を受けることができる 家族手当を支給していた場合、変更がないか確認 固定的賃金に変動があった場合は、3ヶ月後に月変動判定</p>
	健康保険	<p>健康保険被扶養者(異動)届 【添付】健康保険被保険者証 【提出先】年金事務所または健康保険組合 【期限】5日以内 健康保険家族埋葬料支給申請書 【添付】死亡診断書、住民票等 【提出先】協会けんぽまたは健康保険組合 【期限】死亡した日の翌日から2年 死亡の原因が第三者の場合には「第三者の行為による傷病届」を作成し、「事故証明書」(警察発行)や「示談書」を添付することになります。</p>

業務災害、通勤災害で病気、ケガをしたとき

業務上の病気やケガで病院に通ったとき		療養補償給付たる療養の給付請求書 または 療養補償給付たる療養の費用請求書 【提出先】労働基準監督署 【添付】費用の請求の場合は「領収書」 【期限】すみやかに（費用を支払った日の翌日から2年以内）
通勤災害で病気やケガをしたとき	労災保険	療養給付たる療養の給付請求書 または 療養給付たる療養の費用請求書 【提出先】労働基準監督署 【期限】すみやかに（費用を支払った日の翌日から2年以内） 原因が第三者の場合には「第三者行為災害届（業務災害・通勤災害）」を作成し、「事故証明書」（警察発行）や「示談書」を添付することになります。
障害が残ったとき	社会保険	一定の場合に、障害補償給付（障害給付）、介護保障給付（介護給付）の給付あり 一定の場合に、障害基礎年金、障害厚生年金（障害手当金）の支給あり

事業主の変更

事業主の変更	社会保険	健康保険・厚生年金保険事務所関係変更(訂正)届 【提出先】年金事務所または健康保険組合 【期限】5日以内
	労働保険	手続は不要です。ただし、変更に伴って届出に使用する印鑑が変わる場合は、改印届を提出します。 個人経営の事業所の場合は、「同一事業主の認定」が必要な場合があります。
事業主が代理人を選任または解任したとき	労働保険	労働保険代理人選任・解任届、労働者災害補償保険代理人選任・解任届、雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届 【提出先】労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク) 【期限】代理人を選任・解任したその都度

社名変更の場合

社名変更	給与計算	登記、銀行口座、公共料金、財形、社宅等の名義変更 給与計算ソフトのマスタ変更
	住民税	特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書 【提出先】特別徴収義務者となっている各市区町村
	社会保険	健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地・名称変更(訂正)届 【提出先】年金事務所または健康保険組合 【期限】5日以内 後日、健康保険被保険者証の差し替えを行います。
	労働保険・雇用保険	労働保険名称、所在地等変更届 【提出先】労働基準監督署 【期限】10日以内 雇用保険事業主事業所各種変更届 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【添付】適用事業所台帳 【期限】10日以内

名称・所在地の変更、または所在地のみ変更になった場合

事務所の移転	給与計算	登記の変更、その他各種登録住所の変更届出 給与計算ソフトのマスタ変更
	所得税	給与支払事務所等の移転(廃止)届出書 【提出先】移転前及び移転後の税務署
	住民税	特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書 【提出先】特別徴収義務者となっている各市区町村

事務所の移転 < 管轄内 >	社会保険	健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地・名称変更(訂正)届 【提出先】年金事務所または健康保険組合 【添付】登記簿謄本または事務所の賃貸借契約書の写し 【期限】5日以内
	労働保険・雇用保険	労働保険名称、所在地等変更届 【提出先】労働基準監督署 【添付】登記簿謄本または事務所の賃貸借契約書の写し 【期限】10日以内 雇用保険事業主事業所各種変更届 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【添付】適用事業所台帳、「労働保険名称、住所地等変更届」の事業主控、登記簿謄本または事務所の賃貸借契約書の写し 【期限】10日以内
事務所の移転 < 管轄外 >	社会保険	健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地・名称変更(訂正)届 【提出先】移転前の年金事務所または健康保険組合 【添付】登記簿謄本または事務所の賃貸借契約書の写し 【期限】5日以内 後日、健康保険被保険者証の差し替えを行います。
	労働保険・雇用保険	< 移転後の管轄の行政窓口へ提出する書類 > 労働保険名称、所在地等変更届 【提出先】労働基準監督署 【添付】登記簿謄本または事務所の賃貸借契約書の写し 【期限】10日以内 雇用保険事業主事業所各種変更届 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【添付】適用事業所台帳、「労働保険名称、住所地等変更届」の事業主控、登記簿謄本または事務所の賃貸借契約書の写し 【期限】10日以内
事務所の移転 < 管轄外 > 他の都道府県	社会保険	健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地・名称変更(訂正)届 【提出先】移転前の年金事務所または健康保険組合 【添付】登記簿謄本または事務所の賃貸借契約書の写し 【期限】5日以内 後日、健康保険被保険者証の差し替えを行います。
	労働保	< 移転前の管轄の行政窓口へ提出する書類 > 労働保確定保険料申告書、労働保険料還付請求書(概算保険料 > 確定保険料のとき) 【提出先】労働基準監督署 【添付】登記簿謄本または事務所の賃貸借契約書の写し 【期限】10日以内

険・
雇用
保険

< 移転後の管轄の行政窓口へ提出する書類 >
労働保険関係成立届、労働保険概算保険料申告書
【提出先】労働基準監督署
【期 限】10日以内
雇用保険事業主事業所各種変更届
【提出先】公共職業安定所(ハローワーク)
【添 付】適用事業所台帳、「労働保険関係成立届」の
事業主控、登記簿謄本または事務所の賃貸借契約書の写し
【期 限】10日以内

事業所の開設

法人の設立、支店や営業所の開設	所得税	<p>給与支払事務所等の開設届出書 【提出先】所轄の税務署 【期 限】1ヶ月以内</p>
	労働保険	<p>< 新しく会社を設立したとき > 労働保険関係成立届、労働保険概算保険料申告書 【提出先】労働基準監督署 【期 限】10日以内(概算保険料申告書は50日以内) 雇用保険適用事業所設置届 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【期 限】10日以内 < 支店・営業所等を設立してが、人事・給与計算などを本社が一括して行う場合 > 労働保険関係成立届、労働保険継続事業一括申請書 【提出先】労働基準監督署 雇用保険事業所非該当承認申請書、事業所非該当承認申請調査書 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク)</p>
	社会保険	<p>健康保険・厚生年金保険 新規適用届、新規適用事業所現況届、資格取得届、被扶養者(異動)届、その他保険料納入告知書送付依頼書など年金事務所から指定された書類(協会けんぽ) 【提出先】年金事務所 【期 限】当該事実の発生から5日以内 【添 付】謄本、賃金台帳、出勤簿、労働者名簿など指定されたもの</p>

源泉所得税の納期の特例

納期の特例	所得税	<p>源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書 【提出先】所轄の税務署</p>
-------	-----	---

事業所の廃止

給与支払事務所の閉鎖	給与計算	<p>給与支払事務所等の廃止届出書 【提出先】所轄の税務署 【期 限】事実が生じた日から1ヶ月以内</p>
	社会保険	<p>健康保険・厚生年金保険 適用事業所全喪届 【提出先】年金事務所または健康保険組合 【期 限】当該事実の発生から5日以内 あわせて、被保険者の喪失の手続が必要となります。</p>

事業所の廃止	労働 保険 ・ 雇用 保険	労働保確定保険料申告書、労働保険料還付請求書 【提出先】労働基準監督署 【期 限】廃止の日の翌日から50日以内(還付請求は廃止した日の翌日から2年以内) 雇用保険適用事業所廃止届 【提出先】公共職業安定所(ハローワーク) 【添 付】適用事業所台帳 【期 限】廃止の日の翌日から起算して10日以内 あわせて、被保険者の資格喪失や離職票発行の手続が必要となります。
--------	---------------------------	---

住民税にかかる作業一覧

事例	住民税にかかわる作業
1月31日までに	給与支払報告書の作成・提出
4月15日までに	給与支払報告にかかる給与所得者異動届の作成・提出
5～6月	住民税額の通知書が市区町村から届く。納税義務者用の配布
6月給与計算	新年度住民税の控除開始
7月給与計算	新年度住民税の控除額変更(7月～翌年5月分は同額)
新入社員	特別徴収にかかる給与所得者異動届の作成・提出 特別徴収への切替届の作成・提出
退職する社員	特別徴収にかかる給与所得者異動届の作成・提出 退職所得にかかる住民税の計算、特別徴収票の作成・交付
休職する社員	特別徴収にかかる給与所得者異動届の作成・提出